

※印欄には記入しないでください。

(裏面)

住宅困窮の現況		該当事項について、その事項に○印をつけ、右欄にも所要事項を記入してください。			
1 住宅以外の建物又は場所に居住している。		倉庫、事務所、納屋、その他()			
2 保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している。		老朽住宅、仮設住宅、その他()			
3 他の世帯と同居していて生活上著しく不便である。現在の住宅の規模・間取りと世帯員との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。 (借家・間借・下宿・寮・その他)		便所(専用・共用、種別：水洗・汲取り・その他) 風呂(専用・共用) 炊事(専用・共用) 住宅の出入口(専用・共用) 部屋 室、畳 帖			
4 同居しようとする親族があるが分散して生活している。 (婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係にある者)		別居親族とその別居先 氏 名 住 所			
5 正当な立退要求をうけているが立退先がない。		立退期限 年 月 迄 立退理由 都市計画、区画整理、家主の使用 その他()			
6 勤務先から著しく遠隔地に居住している。		通勤時間 徒歩 分 片道 バス その他乗物			
7 毎月の収入に比較して現在の家賃は著しく過重である。		家賃 円 権利金等 円			
8 婚約が成立しているが住宅がないため、結婚がのびている。		婚約成立 年 月 日 挙式予定 年 月 日			
9 その他特殊事情(簡略に記入のこと)					
申込者が、過去に、都道府県又は市区町村が住民に賃貸する住宅に暮らしたことがある場合のみ、その当時暮らしていた住宅の名称等を記入してください。 都・道・府・県 市・区・町・村 営 住宅(退去 年) その当時の家賃の支払い状況についてお答えください。 (1) 現在も滞納がある (2) 滞納がない					
車の所有	有・無	自家用・営業用・その他	車 種	普通・軽	ナンバー
◎ 申込書記入等の注意事項 1 太線内の※印欄は記入しないでください。 2 申込資格及び提出書類等については「入居者募集の案内」をお読みください。					

(表面)

誓 約 書

以下の該当するものについて、□の中にレ印を記入してください。

一つでも該当しないものがある場合は、申込みをすることができません。

- ☐ 持ち家がない。または、持ち家が保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅である。
- ☐ 市内及び隣接市の県営・市営住宅の入居者ではない（ただし、入居名義人の同居親族が、婚姻等により世帯分離する場合を除く。）。
- ☐ 市町村民税及び国民健康保険料（税）並びに公営住宅等の家賃の滞納がない。
- ☐ 入居しようとする者全員が暴力団員ではない。
- ☐ 入居しようとする者は、次のどちらかに該当する。
 - ☐ 同居する親族（事実上婚姻関係にある者及び婚約の予約者を含む）がある。
 - ☐ 申込者及び同居する親族は、いずれも夫婦として同居するか、または独身である。
 - ☐ 自活できる単身者（必要な介護を受けることで、単身で生活が可能な場合を含む。）である。 **※単身での申し込みの場合は裏面も記入してください。**
- ☐ 所得月額（世帯合計）が次のどちらかに該当する。
 - ☐ 158,000円以下（一般世帯）
 - ☐ 214,000円以下（裁量世帯）

裁量世帯とは、次のいずれかに該当する世帯

- ・ 60歳以上の者だけの世帯、または60歳以上の者と18歳未満の者だけの世帯
- ・ 小学校就学前の子どもがいる世帯
- ・ 身体障害者手帳1級～4級を保有している世帯
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級～2級を保有している世帯
- ・ 精神障害者の程度に相当する療育手帳A1～B1を保有している世帯
- ・ 戦傷病者、被爆者手帳を保有している世帯

- ☐ 入居決定後は、入居者と同程度以上の収入を有する連帯保証人（親族）を1名確保できる。（身寄りがいないなどで連帯保証人の確保が困難な場合はご相談ください。）

※署名欄は裏面にあります。

(裏面)

単身で申し込む場合は、以下のすべてに該当すること。

- ☐ 18歳以上である。
- ☐ 学生等の被扶養者でない。
- ☐ 夫婦別居ではない。(離婚調停中や離婚が法的に成立していない場合を含む)

配偶者がいる者(婚姻継続中)ではあるが、単身で申し込む場合は、以下のいずれかに該当すること。

- ☐ 配偶者が施設等に入所し、退所する見込みがない。
(入所先に住民票を異動している等)
- ☐ 配偶者暴力防止等法に規定するDV被害者である。

※以下に該当し、証明書等の提出が必要。

- ・ 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条に規定する女性自立支援施設における保護または児童福祉法第23条第1項に規定する母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- ・ 配偶者暴力防止等法第10条第1項または第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
- ・ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について(平成20年5月9日雇児福発第0509001号)」に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条の女性相談支援センターにおいて配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者
- ・ 配偶者暴力防止等法第3条の配偶者暴力相談支援センターにおいて配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類が発行されている者
- ・ 配偶者暴力対応機関、行政機関または関係機関と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において配偶者からの暴力被害が確認されている者

当選後に、上記の入居資格を満たしていないことが判明した場合、及び入居申込書の記載事項が事実と違うことが判明した場合は、当選を無効とされても異議を申し立てません。

令和 年 月 日

申込者